

「秋田県自転車条例」 が制定されました

令和3年8月1日施行

（秋田県自転車の安全で適正な
利用の促進に関する条例）



©2015秋田県んだっテ

自転車は車のなかまで

車両の運転者として交通ルールを守って安全に利用しましょう。

交通ルールを
守りましょう

- 自転車は**車道が原則**、歩道は例外
- **車道は左側**を通行、**歩道は歩行者優先**で車道寄りを徐行
- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ながら運転（傘さし・スマホ使用等）の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



交通事故防止
対策等に
努めましょう

- 自転車の側面へ**反射器材を取り付け**ましょう。
夜間の道路横断時に車から発見されやすくなります。
- 自転車乗車中の事故による死者の多くは、
頭部の損傷が原因となっており、被害軽減
のためには、**ヘルメット**が有効です。
- 保護者は未成年者に、高齢者の家族は高齢者に
ヘルメットの着用など自転車の安全な利用に
必要なアドバイス等を行いましょう。



自転車の
点検・整備に
努めましょう

- **乗車前点検**を行いましょう。
（ブレーキ・ハンドル・ライト・タイヤの
空気圧等の状態の確認）
- 定期的に**整備士による点検・整備**を
受けましょう。



自転車損害賠償責任保険等への加入が**義務**となりました！
（令和4年4月1日から）詳しくは裏面をご確認ください。

自転車損害賠償責任保険等とは

自転車利用中の交通事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補償するための保険又は共済のことです。

自転車保険等の種類	概要	
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T A の保険	P T A や学校が窓口となる保険
共 済	全労済、県民共済など	
T S マーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険	
クレジットカードの付帯保険	クレジットカードに付帯した保険	

自転車事故の高額賠償事例

9,521万円

(平成25年7月4日、神戸地方裁判所)

自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突し、歩行者が意識不明となった事故



自転車損害賠償責任保険等の加入状況を確認しましょう！

家族のうち1人が加入していれば、家族全員が補償の対象となる場合もありますので、**家族でご確認**ください。

● 自転車損害賠償責任保険等に加入していますか？

はい

わからない

いいえ

● 利用する自転車に「T S マーク」が貼られていますか？
(点検日から1年以内のものに限ります。)



はい

いいえ

● 自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

● 共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のP T A 保険等)のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

● クレジットカードをお持ちですか？

はい

いいえ

● 自転車損害賠償責任保険等に相当する補償が、基本補償または特約※としてついていますか？

※「特約」の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社により異なります。

はい

わからない

いいえ

すでに自転車損害賠償責任保険等に加入しています。

※補償内容が十分であるか確認しましょう。

ご加入の保険会社等にご確認ください。

※相当する補償がない場合は、自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です。

自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です。

詳しくは県公式ウェブサイト「美の国秋田ネット」をご確認ください。



お問い合わせ

◎秋田県生活環境部県民生活課
電話 018-860-1523

安全安心まちづくり・交通安全班

この印刷物は130,000部作成し、印刷経費は1部あたり1.848円です。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、白黒用の紙へリサイクルできます。